

岡崎市議会議長 様

支出番号

1

会派名

自民清風会

代表者名

加藤 義幸



下記のとおり、政務活動を実施したので報告します。

政 務 活 動 旅 行 報 告 書

令和元年 11 月 8 日提出

活動年月日	平成 31年 4月 16日 (火) ～平成 31年 4月 18日 (木)	
氏名	加藤義幸 築瀬 太 鈴木静男 杉浦久直 内田 実 荻野秀範 野々山雄一郎	
用務先 及び 内 容	1 4月16日	用務先 兵庫県 芦屋市 内 容 議会のICT化・議会改革について
	2 4月17日	用務先 福岡県 みやま市 内 容 エネルギー地産地消のまちづくりについて
	3 4月18日	用務先 大阪府 大阪市 内 容 「部活動指導員」の全市立中学校への配置について
	4 月 日	用務先 内 容
	備 考	



日時 平成31年4月16日(火)

視察先 兵庫県芦屋市

視察内容 議会のICT化・議会改革について

視察者 加藤義幸 築瀬太 内田 実 鈴木静男

杉浦久直 荻野秀範 野々山雄一郎

議会ICT化について

1 概略

芦屋市議会では、議会内情報の集積・活用、議会内のペーパーレス化の推進、事務の合理化・効率化の推進及び情報発信の拡充の4つの目標、並びに経費削減を達成するため、タブレット端末の導入と文書共有システムの運用を開始した。

議会主導による導入だったが、議会ICT検討会議には執行機関の職員も参加し、予算確保など市長の積極的な協力を得て、市長・執行機関側も利用する運用が芦屋市の特徴である。

2 導入内容

(1) タブレット端末

対象者は市議会議員21名、市議会事務局職本会議に出席する執行機関職員24名とす委員会室・議員控え室・事務局執務室周辺に境を整備。またタブレット端末の使用場所を定めないこと、及び障害発生に備えた通信のため通信方式をWi-Fi+cellularとした。



員8名、
る。議場・
Wi-Fi 環
庁内に限
冗長化の

(2) 文書共有システム

システムは他機種からもアクセス可能な Sidebooks のクラウド本棚を採用。共有フォルダは議会と執行機関の利用、議会専用フォルダは議会の利用可、執行機関専用フォルダは執行機関のみ利用可とし、それぞれのフォルダに保存する資料を分けている。

3 運用方法

各議員への連絡を全てメールで行い、会議資料等をクラウドシステムで共有することでペーパーレス化を実現。(ただし個人情報が含まれる資料などや保存用については紙での運用を継続中)

市民にタブレット端末を使用して説明するなど、各議員の創意工夫を生かした情報発信が拡充した。



4 費用対効果

構築費用（端末・システム運用）・・・15,473,224 円

次年度以降運用費用（通信費等）・・・6,144,620 円/年

削減される紙代、印刷配布等にかかる人件費の減額・・・6,645,670 円/年

また数値化されない効果として議員職員の分類整理、保管、廃棄、検索などに要する労力の削減。紙資料を持ち運ぶ労力の削減。連絡資料配付が時間外でも可能になり、即時性・利便性の向上があげられる。

5 さらに議会 ICT 化

(1) 議場にディスプレイを設置。タブレット端末からレイに資料を映し出すことも可能。

(2) 課長以上にタブレット端末の導入を拡充。

(3) 委員会のインターネット中継の開始。

固定型カメラ（ズーム可能）、テロップはパワーポイントと併せて中継。業務委託にて実施。



ディスプ



ントで動

議会改革について

6 議会報告会について

市民に開かれた議会を目指し実施された。全議員が3班に分かれて実施。報告資料は所管する委員会の正副委員長を中心に作成。設営、司会、片付けは全て議員が行う。また報告会は議会として開催するため、議員個人の意見表明は行わない。課題として、参加者が少なく、議会全体として行う答弁に限界がある。そこで、平成29年度より議会報告会を2部構成として議員の意見も言える意見交換会も実施することになった。

7 議会改革の取組みについて

先にも述べた、議会 ICT 化への取組みや議会報告会の取組みの他にも様々な議会改革が行われている。芦屋市議会は、市民から信頼され、市民に見える議会への改革を進め、本議会でも情報公開が進められた。



【所感・岡崎市への反映】

・本市においても、議会 ICT 化特別委員会が設置され、市民の皆さまへの開かれた議会・情報の公開を目指している。現在もグループウェア導入部会や議会広報委員会にて進められている。先進事例として参考になる非常に有意義な視察が行えた。

議場傍聴席へのディスプレイモニター整備は傍聴者に見やすく、また資料の映し出しにより、傍聴者に分かりやすい一般質問となり、議員もこの機能を活用することで自分の一般質問の内容をより良く伝えることができる。

委員会の中継は本市も今年度取り組んでいくが、お金をかければより良い中継が可能ではあるが、まずはよりたくさんの人に視聴してもらうための必要な告知の方が重要と考える。議会報告会や意見交換会を行い、住民の皆さまに議員の仕事や市政を理解してもらうことが議会活性化につながることは間違いないが、参加者の固定化や、ともすれば陳情の場になる可能性も危惧すべきである。議会広報委員会においても今視察の内容を参考に提言していきたい。

・芦屋市議会は、議会内情報の集積・活用、議会内のペーパーレス化の促進、事務の合理化・効率化の推進及び市民への情報発信の拡充の4つの目標、並びに経費節減のため ICT 化の取り組みとしてタブレット端末の導入と文書共有システムの運用を開始した。スムーズに運用開始できたのは、執行機関の職員とともに ICT 検討会議を開催し、積極的な協力が得られたことが大きいと思った。

岡崎市議会においては、本年より、常任委員会の録画配信を試験的に行い、情報発信の拡充はできるが、ペーパーレス化による経費節減等を達成するためには、タブレット端末の導入は必要と考える。

・芦屋市の議会 ICT 化によるペーパーレス化の対応と議会改革の推進がスムーズに行えた最大の要因は、執行機関も参加して部会を開催したことであると感じた。

議会に出席する理事者も同じ機種（iPad Pro）で運用し、理事者用フォルダもあり、議会だけでなく課長級以上の会議であれば同じシステムで運用するなど自分たちの業務で活用することにより、円滑で効率的なペーパーレス化が進められたと思う。効果的な ICT 化により、「議会内情報の集積及び活用」や「事務の合理化、効率化の推進」「市民への情報発信の拡充」などの議会改革も進展していったようである。

やはり、これら改革について円滑に進めるとともに最大限の効果を求めるのであれば、市長部局と連携してシステムを導入していくことが重要であると感じた。

・議会の ICT 化は議会内情報の集積・活用、議会内のペーパーレス化の促進、事務の合理化・効率化の推進、市民への情報発信において効果を発揮している。

タブレット台数 53 台にて、初期構築費用で約 1500 万円、次年度運用費用約 600 万円で見込まれる効果として削減される紙 220,000 枚と人件費で約 600 万円であり、初期投資こそ 1 台当たり 28 万円かかるが、数値化出来ない効果として紙資料の分類整理・保管・廃棄・な

どの労力と時間を大幅に削減できるということが分かった。岡崎市議会としてもＩＣＴ化を早期に実行すべきと感じた。

・芦屋市議会における議会改革の取り組みとして ICT 化と議会報告会等について視察を行った。芦屋市議会の議会改革は全国の自治体の動向も踏まえ、早くから議会基本条例の制定や議会報告会の開催などの取り組みを進めてきたが、いろいろな課題も認識され、近年では検証と改善が意識されるようになってきていた。また、ICT 化についても積極的に取り組みを進めており、ペーパーレス化を目指したタブレット端末の導入と、文書共有システムの導入を進めている。

本市においては、議会基本条例は制定されているが、議会報告会の実施はなされてきていない。これは、芦屋市を始めとした他市でも課題となっている参加者の偏りと人数の少なさが当初から本市でも想定されていたことから、各会派、各議員の活動における市民への報告と、意見収集を重視してきたためである。しかし不断の改革として、常任委員会の庁舎外開催への市民傍聴者参加の呼びかけ等を進め、委員会と市内大学学生との意見交換会を始めるなど、議会のオープン化、市民意見の集約の機会を設けてきているところである。一方で、ICT 化の取り組みでは、本市議会はなかなか進展が遅いと感じるところである。委員会のインターネット中継が進み出し、グループウェアの導入も始まっていくところであるが、議会内でのペーパーレス化、資料のデータ化はこれからである。タブレット導入の可否や、wifi 環境の整備などがしっかりと検討され、次期改選後には利用開始できるようよう、今のうちから議論を深めておく必要を感じる。

・芦屋市の議会 ICT 化の取り組みは、タブレット端末の活用を図り、文書共有システムソフトを採用することで、徹底したペーパーレスを実現している。

本市の議会広報委員会でも検討中の、委員会のインターネット中継も先進的に、平成 29 年 12 月から行われている。従来行っていた本会議に加え、予算委員会、決算委員会、常任委員会のインターネット中継が行われている。

各委員会では本会議より密度の濃い、市民の現場に近い内容の議論がされていることから、会議の公開はよい効果が期待されている。定点カメラ 1 台で委員会全体を映しており、発言者も充分特定できている。費用対効果も実現しており、本市でも早急に実現していきたいものである。

・芦屋市議会では、議会内情報の集積・活用、議会内のペーパーレス化の促進、事務の合理化・効率化の推進及び市民への情報発信の充実の 4 つの目標と経費節減を達成するために議会 ICT 化の取り組みを行ってきた。

運用方法としては、各議員への連絡をすべてメールで行いペーパーレス化を実現、また、ペーパーレス会議の実施、これらを行うことにより年間約 600 万円の節減効果ができること、さらなる ICT 化に向け、議場にディスプレイを設置し、インターネット中継やタブレット端末から資料を映し、分かりやすい一般質問を行えるようにした。

本市においても、昨年特別委員会でタブレットなど検討され推進されてきているが、議員すべてが使いこなすことができるのか不明確な点が残るが、利用に関する議員研修などを行い、ペーパーレス化を推進し経費節減に努める必要があると考える。

議会改革では、平成 23 年に特別委員会を設置し検討された結果、9 項目が示され、議会基本条例第 10 条では、「議会報告会を開催し、議会としての説明責任を果たすとともに、市民との意見交換に努めるものとする」とされ、議会報告会を議員全員が複数の班に分かれ実施しているとのことであった。

26 年から実施されているとのことであったが、①参加者が少ない、②報告内容の選択、③答弁の限界など課題として挙がっているとのことであった。

本市においても基本条例 14 条に市民との関係として「市民に対する説明責任を果たし、その信託にこたえるものとする」とあり、十分な検討は必要であると思うが、今後検討する必要があると考える。

政策調査報告書

報告者：杉浦 久直

視 察 日	平成31年4月17日（水）
視 察 内 容	みやま市：エネルギー地産地消のまちづくりについて
視 察 者	加藤義幸、築瀬太、内田実、鈴木静男、荻野秀範、野々山雄一郎、杉浦久直

＜みやま市の概要＞

福岡県の南西部に位置し、有明海に面する。矢部川が市の北東部から南西部にかけて流れ、筑紫平野での農業を基幹産業とする。みかん、ナス、セロリ、たかなや海苔の産地。平成19年1月の瀬高町、山川町、高田町の3町合併によって誕生した当時の合計人口は43,000人を超えていたが、年間200人ほどの社会減を含め、年間で500人ほどの人口減少により人口は37,630人（平成30年12月末現在）となっている。高齢化率36.1% 面積105.12㎢



＜地域新電力会社設立の趣旨＞

人口減少、過疎化の進展に対し、若者定住施策、産業振興施策が求められていた。そこで、電力自由化を地域のチャンスと捉え、自治体による公共エネルギーサービス供給を行うことで、地域経営資源の再活用、地域雇用の創出を図っていくことを趣旨に地域新電力会社の設立が図られた。

＜計画準備の経緯＞

始まりは、2013年に稼働した5,000kwのメガソーラー施設であった。16年間塩漬けであった10haの市有地に、市内商工業者と市の出資によるSPCの設立により、（株）みやまエネルギー開発機構が開設され、自治体自らが、電気の売買を行うこととなった。

また、みやま市は、2014年に国によりバイオマス産業都市として認定され、生ゴミや、汚泥、し尿などを発酵させ、液肥化と発電を行う、みやま市バイオマスセンター「ルフラン」を2018年末に稼働させるなど、循環のまち化を進めていた。

＜大規模 HEMS 情報基盤整備事業への参加＞

国によるHEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）活用事業、実証実験に参画したことから、電力データを活かした様々なサービスの取り組みが始まった。みやま市の全世帯の約7分の1にあたる約2,000世帯を対象とした実験の後、高齢者の見守りなど、生活総合支援サービスへとつながる成果を得られた。

＜みやまスマートエネルギー＞

こうした経緯を経て、2015年にみやまスマートエネルギー（株）が設立された。地域で利用される電気料金を、地域内の経済循環に回すとともに、地域での雇用を生むことを目指し、みやま市が55%、筑邦銀行が5%、九州スマートコミュニティ（株）が40%を出資した。エネルギーの地産地消として、市内メガソーラーからの購入と、家庭用太陽光余剰電力の買い取り、また卸電力取引所や商社からの購入により電気を調達し、市の施設や民間事業所などの高圧向けへの供給、合わせて2016年からは



般家庭向けの低圧へも供給を始めている。

<行政が実施しにくい市民サービスの提供>

みやまスマートエネルギー（株）はエネルギーの地産地消による電力販売だけでなく、市民サービスの充実、地域産業の活性化にも取り組んでいる。HEMS の利用のために配布したタブレットを活用して、行政、地域情報の発信や、地元商店へのネット通販と宅配サービス、家庭内の細かな修理を受け付ける便利屋サービスなど、生活総合支援サービスに取り組むとともに、市役所隣接地にさくらテラスというコミュニティスペース兼地産地消カフェを運営し、6次産業化支援などの産業活性化も進めている。



また、こうした一連のみやま市の取り組みは 2015 年のグッドデザイン金賞を受賞することとなった。

〔感想・岡崎市への反映〕

・みやま市のエネルギーの地産地消の取り組みは、電力自由化にともなう良い成功例だと言えるだろう。人口規模も大きくなく、過疎化と人口減少に悩み、主要産業が農業という自治体が、国の取り組みの後押しもあり、全国初の自治体による電力会社の設立となり、地域で資金を循環させ、地域での雇用を生み出し、地域産業を活性化させている。また IT も活用して、市民サービスの向上にもつなげる取り組みをおこなうなど、今後の全国の自治体の先駆となるような取り組みを推進している。

本市でも地域新電力会社の設立の構想は進んでいるようであるが、みやま市のように、エネルギーの地産地消を行うことだけでなく、地域での資金循環、雇用の創出、地域産業の活性化とともに、市民サービスの向上にもつながるような、価値のある取り組みとなっていくことを期待したい。そうした成功のためには、市民や市内の事業者さんたちの理解と協力が得られることが重要であり、地域課題の解決のために必要な取り組みであるという趣旨をはっきりさせていくことが求められる。

・設立の趣旨として、みやま市内の消費電力料金は 30 億円地域外に流れていた。自治体自らが電気を売買するために塩漬けの市有地にメガソーラーの整備、バイオマスセンターの整備を行った。雇用拡大にも効果ありと聞いた。

みやま市の取り組みにおいて、特筆すべきは市民の声を活かして 2016 年 4 月より生活総合支援サービスに繋げることにある。①家庭用太陽光余剰電力買取サービスでは九州電力より 1 円高く買う ②電気ガス料金プラン診断サービスでは各家庭の 10 年間の費用シミュレーションを行い節約プランを提案 ③仮想電気料金プランと電気クーポンサービスでは実際に請求される料金との差額をクーポン発行 ④高齢者見守り健康チェックサービスでは普段と違う電気の使い方や遠隔見守りの機能を持たせるなど HEMS による電力データを利活用したサービスは参考となる先進事例である。

みやま市内を対象とせず、九州電力エリア内ならどこでも契約できるのが、「みやまスマートエネルギー」の特徴でもある。

本市への提言としては、電力販売とセットで提供する生活総合支援サービスにおいて、タブレット端末を利用し電力の見える化はもちろん、みやま市の市政・行事・防犯・防災・避難所情報などの告知、また「みやま横丁」と称するお買い物サービスは在宅サービスとして優れた取組みといえる。また「何でもサポート隊」など様々な在宅者サービスが展開されており、ICT による生活支援サービスの先進事例として、本市にも提案していきたい。

・みやま市においては、発電会社と小売会社を立ち上げ、エネルギーの地産地消に取り組んでいる。

電力販売、電力の見える化に加え、タブレット端末を活用して市民の生活支援にも役立っていることは地域への利益還元面の面からも素晴らしい事業であると感じた。

本市においても今後、地域エネルギー会社設立を目指すべきで、エネルギーの地産地消、地域に対して利益還元するには、ゴミ焼却場の発電だけで充分なのか、どの程度の発電規模にするかも研究課題であると考えらる。

・事の始まりは、時の市長とスマートエネルギーの社長（パナソニックの子会社）との出会いにより、16 年間塩漬けになっていた市有地にメガソーラーの設置し、3セクによる発電事業特別目的会社（SPC）設立。自治体自らが電気の売買を行うこととなったとのこと。大規模 HEMS 情報基盤整備事業（国の HEMS 活用事業）にも参画。また、HEMS 参画世帯には電気買取価格より 1 円高く購入したとのことで、

2070世帯がモニター参加し（参加者にはタブレット配布）、事業と「少し先にある未来の体験」というキャッチはなかなか良いものであった。

市民にも少し先の未来を提示することで理解（協力）を得ながら、国の方針にも合致した事業提案による補助金の活用で、低負担で設置運営できていることは評価できます。また、電力の自由化や国の補助などにより、大きな資本がなくても自治体が電力会社を運営できるようになった電力制度の改正によるところが大きいとはいえ、3年目から電力事業として黒字化でき、国の補助金に頼らず地産地消の推進ができているのは見事であると感じた。

今後は、一般家庭への普及（現在7%強）拡大とともに、電力販売とセットで生活総合支援サービスも提案していくとのこと。タブレットを配布することで情報の提供や収集が可能となるため、他の事業推進にも大きなインフラとなり、生活支援用タブレットを用いて電気自動車（自前電力で）貨客混載輸送（デマンドバス+宅配）により中山間地の課題解決など、可能性は大きく広がるであろう。

・地域新電力会社設立により自治体が抱える課題を公共エネルギーサービス供給により解決を試みている。新しいビジネスを生み雇用が生まれ、地域経済を活性化させる取り組みであり市有地の活用、旧小学校校舎を活用している点は素晴らしいと感じた。

また、日本初の自治体による低圧電力売電事業会社を設立させ、電力販売とセットで提供する「生活総合支援サービス」は電気の見える化に加えタブレット端末でみやま市内でお買い物ができるなどの仕組みは大変興味があり今後の事業進展を見守って行きたい。

・みやま市は自治体としての課題である、①少子高齢化、人口減少、過疎化現象の表面化 ②若者定住、子育て支援施策の推進と「住み続けられる街」の願い ③農林業をはじめとする産業の振興 を解決するため、新しく生まれるサービスを根付かせ、新しいビジネスを生み、経済を活性化させる必要があることから、みやまスマートエネルギー（株）を設立した。

2015年11月から電力を供給開始し、当初の電力調達は5,500kw、契約世帯は220戸であった。電力供給の契約電力量は58,000kw、高圧契約の公共施設や事業所など400か所、低圧契約数は2,700件であり、年間売上目標を10億円とした。

その後、経営努力もあり、1年目、2年目は赤字決算となったが、3年目には売上げ額が18億円を越して黒字に転換し、4年目の見込みは過去の累積赤字が解消でき、年間23億円余りを売上げるよう電力契約を伸ばしている。

・みやま市は、福岡県の南部、熊本県に近い位置にあり、少子高齢化、人口減少が進み過疎化現象が表面化している。若者定住、子育て支援の施策要求、産業の振興など課題を抱えており、「経済的自立」「地域雇用の創出」「安心した定住化」などを地域新電力会社設立の趣旨として始められたのがこの事業である。

現状として、16年間塩漬けされた市有土地の活用や、地域雇用の創出のために市内業者への呼びかけによるSPCの設置をはじめとした、公共エネルギーサービスの供給により自治体が抱える課題を解決するとともに、新しく生まれるサービスを根付かせ新ビジネスにより雇用が生まれ、経済を活性化させることとしている。

みやまスマートエネルギー株式会社による「地産地消エネルギー」の活用としては、メガソーラや各家庭の余剰電力を地産地して新会社に売電し、公共施設や市内各住宅で地消するものであり、電力販売とセットで市民に対しては生活総合支援サービスを行うこととしている。

生活支援サービスでは、タブレットによる「地域情報」として、市の市政・行事・防犯・防災・避難所情報などを、また、市内店舗からの簡単お買い物、なんでもサポート隊など、高齢者や一人暮らしの支援に役立つ支援を提供している。

本市においても高齢化や一人暮らし家庭が増加している現在、エネルギーの地産地消を含めこのようなサービスは必要であると考え、新電力会社の設立など設立は現在検討されているが、多くの問題があると思う。

福祉と地域振興の両面で検討する必要がある、事業としてはパッケージ事業として進める必要があると考える。

政策調査報告書

報告者：鈴木 静男

視 察 日	平成31年4月18日（木）
視 察 内 容	「部活動指導員」の全市立中学校への配置について
視 察 者	加藤 義幸、築瀬 太、内田 実、荻野 秀範、鈴木 静男

＜大阪市の概要＞

大化の改新後「難波宮」が建設されてから1300年余。古代は国際港「難波津」を擁する玄関口。町の原型は16世紀に豊臣秀吉によってつくられ、以来、金融商工業の中心地として発展、文化・芸能などさまざまな分野で日本をリード。

面積：225.21k㎡ 人口：2,691,185人



＜配置の概要＞

部活動指導員は中学校が対象

平成30年度

72名を47校へ配置

平成31年度（4月現在）

82名を52校へ配置

＜配置の経緯＞

1、事業目的

部活動指導の専門性を有した教員不足や部活動顧問の過剰負担の課題解消に向けて部活動指導員（非常勤嘱託職員）を配置することにより、部活動指導体制の充実及び教員の長時間勤務の解消を図り、その効果等を検証して、今後の部活動の在り方について検討を進める。

2、事業の実施計画

- ・平成30年度より実施し、全中学校（130校）に対して80名の配置を目指し取り組む。
- ・31年度は人材確保拡大で大学生・大学院生も任用し、配置人数を180名に拡充。
- ・30年度の事業内容を勘案し、次年度以降の配置人数など事業実施を検討。

3、事業の内容

「職務」

部活動指導員の制度化（平成29年4月1日施行）

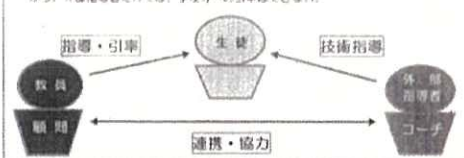
- ・中学校、高等学校において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」を学校教育法施行規則に新たに規定。

＜職務＞

実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動（大会・練習試合等）の引率、用具・施設の点検・管理、部活動の管理運営（会計管理等）、保護者への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応 等

これまでの外部指導者の活用

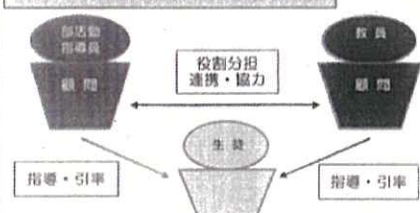
- 外部指導者は、顧問教員と連携・協力しながら部活動のコーチとして技術的な指導を行う。※事故等責任の所在が不明確であることなどから、外部指導者だけでは、学校等への引率はできない。



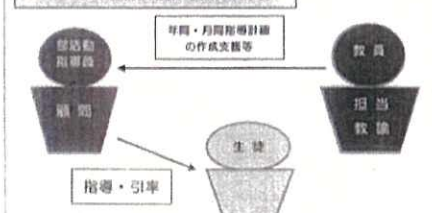
部活動指導員の任用

○部活動指導員は、部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図る。

パターン1（部活動指導員及び教諭が顧問）



パターン2（部活動指導員が顧問）



「配置条件」

- ・ 競技等の経験がある顧問教員を確保できない部活動がある学校
- ・ 校務分掌等の職務の影響があり、部活動指導が過重負担となり長時間勤務を擁する教員が担当する部活動がある学校

＜登録の募集や採用基準＞

登録募集は一般人・大学生・大学院生に向けて随時受け付けている。

「大阪市立学校部活動人材バンク（部活動指導員）」募集

・ 資格要件

指導する運動部活動及び文化部活動（以下「部活動」という。）に係る専門的な知識・技能に加え、学校教育に関する十分な理解を有する者で、次の(1)から(5)の各号の資格要件のいずれかに該当する 20 歳以上の者。

- (1) 学校現場に勤務している非常勤職員（例：非常勤嘱託職員、非常勤講師等）
- (2) 教員免許を取得しており、該当する種目等における児童生徒への指導実績を有する者
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会又は各競技団体や関係団体等が認定する指導者資格を取得しており、かつ、当該資格に基づく児童生徒への指導実績を有する者。
- (4) 自らが該当する種目等の経験を持ち、児童生徒への指導実績がある地域等の人材で、該当する団体の代表等から部活動指導員として適格であると推薦された者
- (5) 大学もしくは大学院に在籍しており、自らが該当する種目等の経験を持ち、児童生徒への指導実績がある人材で、市教委が実施する事前研修を修了し、大学の関係者等から部活動指導員として適格であると推薦された者

地方公務員法第 16 条又は学校教育法第 9 条各号のいずれかに該当する者、また、関係する指導者資格が失効している者及び体罰歴その他部活動指導員として不適格と認められる事項がある者を除く。

なお、当該資格要件のうち指導実績については、指導対象団体等からの証明書（様式第 2 号）又はこれに代わるものを提出すること。

・ 登録にかかる選考

選考方法 論文審査・面接

・ 人材バンクの登録から部活動指導員採用までの流れ

人材バンク登録希望者は、所定の関係書類ならびに論文を提出し、大阪市教育委員会による面接、審査を経て、「大阪市立学校部活動支援人材バンク（部活動指導員）」に登録せれる。

人材バンク登録者は、学校からの配置希望等条件が合致した場合、学校長との面談を経て部活動指導員として採用され、当該の学校にて勤務する。

・ 部活動指導員の職務

部活動指導員は、運動部等の部活動において、校長の監督を受け、以下の技術的な指導等に従事。

- (1) 実技指導
- (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- (3) 学校外での活動（大会・発表会等）の引率
- (4) 用具、施設の点検・管理
- (5) 部活動の管理運営
- (6) 保護者等への連絡
- (7) 生徒指導に係る対応
- (8) 事故が発生した場合の現場対応等



・ 活動指導員の報酬・勤務条件

(1) 報酬

1 時間あたり 2,500 円

(2) 勤務時間等

・ 教員の長時間勤務の解消を図ることが目的であることから、運動部活動においては週 3 日以上、文化部活動においては週 2 日以上の勤務とし、かつ、同一週における勤務日数の上限は、平日については週 4 日、土曜日及び日曜日については

いずれか 1 日。

・ 1 日の勤務時間の上限は、平日については 3 時間、土曜日及び日曜日については 4 時間とし、月当たり 60 時間以内。

(3) 休暇

年次有給休暇、その他特別休暇

＜配置の効果等、教員の声＞

1、部活動指導員の配置による効果

管理職意見

- ・ 部員の技術が向上した。
- ・ 部員の部活動に対する意欲が向上した。
- ・ 顧問、担当教諭の精神的な負担軽減につながった。
- ・ 顧問、担当教諭の時間的な負担軽減につながった。

2、教員の声

- ・ 顧問として、部活動に対する意欲

積極的に係りたい 約 80%

できれば関わりたくない 約 20%

- ・ 部活動に関わることは、教員としての仕事としてどの程度負担となっているか
- | | |
|-----------|-------|
| 負担でない | 約 30% |
| どちらともいえない | 約 20% |
| 負担である | 約 50% |

- ・ 部活動指導員が配置されて、部活動指導に関わる時間に変化はあるか

減った 約 60%

変わらない 約 35%

増えた 約 5%

＜現在の課題、今後の展開＞

- ・ 現状、人材バンクの登録が 119 名であるが、目標は 180 名であることから、引き続き、大学等への説明会等を行い、人材を確保する必要がある。
- ・ 質の確保のため、事前研修を修了し、大学関係者等から適格と推薦された者が申請可能としているが、今後において年間 5 回の研修会を実施し、その質の確保に努める必要がある。
- ・ 平日の 15 時から 18 時に部活動指導ができる適格な人材の確保が必要。
- ・ 2020 年度までに 315 名程度の配置を考えており、2021 年度までに 450 名の配置目標としている。

〔感想・岡崎市への反映〕

部活動指導の専門性を有した教員不足や部活動顧問の過剰負担の課題解消に向けて部活動指導員（非常勤嘱託職員）を配置することにより、部活動指導体制の充実及び教員の長時間勤務の解消を図ることは本市にとっても重要なことである。

大阪市において、一般人・大学生・大学院生に向けて部活動指導の募集を随時かけて全市立中学校への配置事業は、本市においても教師の働き方改革のためにも検討するべきと考える。

運動部のみならず音楽系部活や文化系部活においても指導員配置を検討すべきことを提案する。

〔同行者の所感〕

- ・ 大阪市では、平成30年度から、市立中学校を対象に部活動指導員の配置を始めて、130校中47校がこの制度を利用した。平成31年度は、52校82名が配置されているが、将来的には、国の指針に基づき1校3～4名程度450人の配置を目指している。

成果として、教員の負担軽減及び生徒の技術向上に役立っていると回答した学校が約70%あり、一定の成果がでていようだ。課題としては、指導員になる人材が不足しているようである。この制度はあくまでも、教員の負担軽減に寄与することが目的であり、いかに全学校に配置できるかがかぎを握っていると思う。

本市においても、課題を一つづつ解決し部活動指導員制度を積極的に導入すべきと考える。

・H27年度より外部指導者の民間委託をしてきたが、外部への引率等ができないなど課題から、部活動指導員制度一本に変更したのことである。H30年80人。H31年度は大学生も任用し180人を目指し拡充。大阪市内には教育・体育・芸術学部などを持つ大学もいくつかあり、指導の出来る学生も多いというのは、うらやましいかぎりである。

どのような部活動の指導者の要望が多いのか伺ったところ、吹奏楽部であるとのこと。当初、野球部やサッカー部など体育系の部活の指導が中心かと思い込んでいたが、実は文化部のニーズの方が多いというのは、意外であったが、指導者に高い専門性が問われるのは、かえって文化系の部活のほうであるというのは、なるほどと納得できた。

また、教員数の変化により部活の数も変わってしまう問題に関しては、部活動指導員が顧問としていれば、教員数にかかわらず部活を維持していくことが可能との説明を受け、これは大きなメリットであると感じた。また、合同部活動制度もある（生徒数が足りない学校同士が合同で部活を行っている。）ので、生徒数の変化により廃部にするなどのことはないようにしているとのことであった。

勤務時間の削減に関しては、今のところ、部活の好きな教員もあり、結局部活の指導に入ってしまう時間が減らないケースも見られるようである。（教師がその種目の指導ができないため頼む場合は、当然時間削減はできている）やはり、勤務時間削減はトータルで考えていかなければならないと感じた。

・現在、教員の過重労働の緩和、働き方改革は喫緊の課題であり、特に運動部活動や文化部活動における指導は勤務時間外に行われことが多く、教員の大きな負担となっている。

大阪市では、部活動の指導員活用事業を平成30年度に80名を配置し、平成31年度は180名に拡充目標としており、将来は450名を目標としている。指導員の配置は採用基準、採用後の研修が大切なポイントになるが、しっかり取り組まれている。

本市でも、少子化の影響で教員の配置が減員となり、部活動の縮小が余儀なくされている状況であり、部活動指導員を積極的に外部から任用していくことが強く求められている。

・大阪市は、中学校の部活動の指導や大会の引率をする外部人材の「部活動指導員」を、2019年度、市内全中学校130項に配置する方針を決め事業を行っている。

部活動指導員の人材を安定確保するために人材バンクの創設も検討してきたとのこと。予定では19年度は400人程度を確保することを目標とし、4億8000万円の予算を試算しているとのこと。2018年度では、教員の部活動指導における過重負担並びに長時間勤務の解消に加え、部活動の指導体制の充実を図るため、市が委託した民間団体からの指導者または、市が任用した部活動指導員を配置するとして検討がされ、部活動指導員方式を採用し「部活動のありかた研究モデル事業」を進めてきた。

現在の教員の多忙化を考えると、非常にいい方法であると考えますが、時間単価2,500円で平日2時間、土日4時間程度では教員のOBであるとか、現役をリタイアした人材が多く指導方法や子供との接し方などずれが生じるのではないかと考える。

本市においても今後、教員の部活動指導における過重負担並びに長時間勤務の解消を目的とした施策を、今以上に検討していくことが必要であると考えますが、中学校の部活は学校では行わずに、市内の民間スポーツクラブで行うなど新たな方向を模索する必要があると考える。